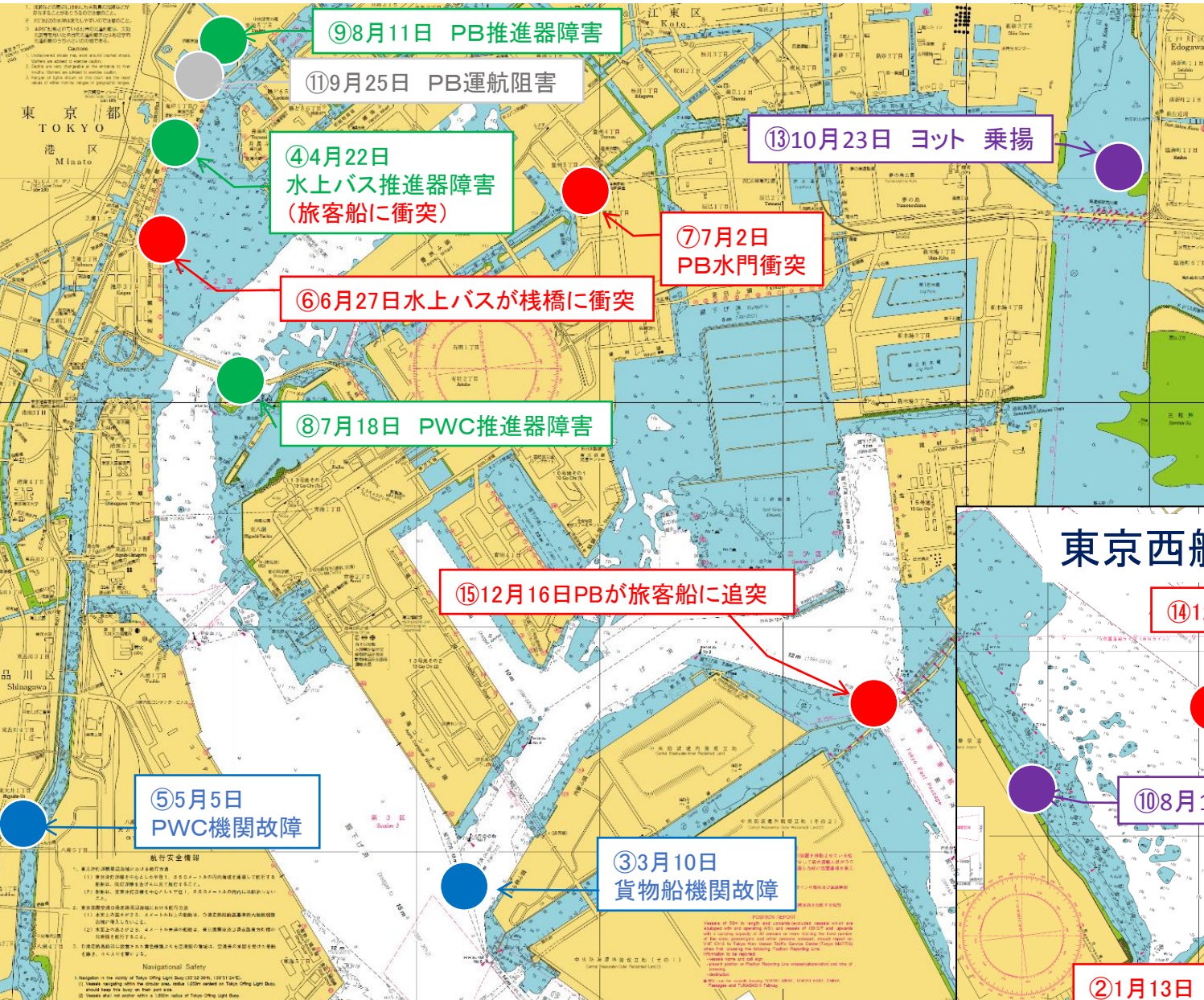


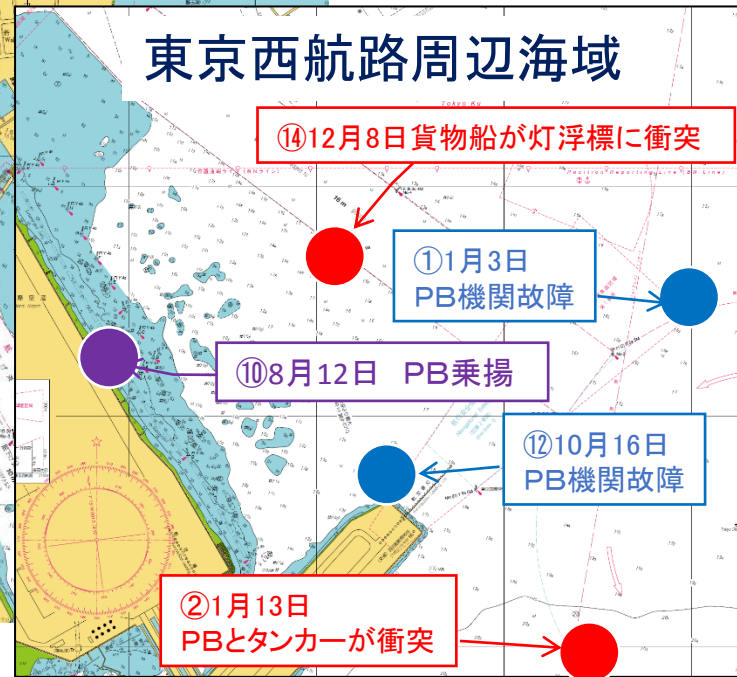
# ○平成28年 船舶事故発生位置 (東京管内)

(確定値)



- 凡例
- 衝突
  - 乗揚
  - 機関故障
  - 推進器障害
  - 運航阻害

PB: プレジャーボート  
PWC: 水上オートバイ



船舶事故概要一覧(平成28年)

東京海上保安部航行安全課

番号	月	日	時	海難種類	用途	トン数	出港目的	主原因	事故概要
①	1	3	14	機関故障	プレジャーボート	5	遊漁	整備不良	横浜沖での遊漁を終えて定係地(埼玉県三郷市)向け北上中、東京沖灯浮標付近において冷却水の異常警報が鳴ったため、エンジンを停止し、機関室を確認したところ、発煙を確認、船長は続航は危険であると判断し、118番通報を実施した。巡視艇により曳航された後、同乗者の友人が所有するプレジャーボートにより埼玉県八潮市所在マリナーへ曳航された。業者により故障箇所の調査を実施した結果、冷却海水系統の詰まりが確認されたことから、本件はオーバーヒートによる発煙と推定される。
②	1	13	5	衝突	プレジャーボート	3	遊漁	見張り不十分	荒川河口で遊漁の後、富津沖へ向け航行を開始中、東京西航路1番、2番灯浮標を航過後、自船と横切り関係にあったタンカーの存在に気づくのが遅れ、同船の手前約10メートル手前で後進を入れ減速し右に舵をとるも既に回避時期を失っており衝突した。操船者は顔面打撲、右膝骸骨下極骨折、左膝打撲及び左肘打撲の負傷により全治三ヶ月
	1	13	5	衝突	タンカー	149	輸送業務	見張り不十分	川崎港を出港後、市原沖の錨地を向け航行中、船長がトイレのため操舵室を離れ、一時的に操船していた乗組員は自船の右前方を航行する船舶に注視していたため、左前方のプレジャーボートの認識が遅れ、数十メートルとなったところで認識し回避動作をとるも既に時期を逸しており衝突した。
③	3	10	16	機関故障	貨物船	9340	輸送業務	整備不良	東京西航路を航過後、中防北水路方面へ向け航行中、行き足を止めるため機関を停止したところ、主機関起動不能となったことから緊急投錨した。同船は揚錨後、タグボート2隻に曳航されて目的地である中央防波堤内側外貿雑貨埠頭に着岸した。着岸後乗組員により原因調査をしたところ、主機開始動空気自動止弁が固着しているのを確認し、同弁の分解清掃及びOリングの新替等の整備を行ったところ良好に起動し復旧した。
④	4	22	9	推進器障害	旅客船	281	回航	船体機器整備不良	着岸作業中、前進行足を止めるべくバケットを後進としたが、左舷機は後進となるも、右舷機が後進に切り替わらなかったことから、船体が停止せず着岸予定であった棧橋の前方に着岸していた旅客船の船尾外板に船首が接触した。着岸後、技士による調査の結果、推進器のバケット操作に係るヒューズが緩んでおり電氣的に作動しなかったことを確認、ヒューズを締め直したところ復旧した。
	4	22	9	衝突	旅客船	5681	その他	他船の過失	着岸中、他船に衝突されたもの。船体の損傷は擦過痕のみ。
⑤	5	5	14	機関故障	水上オートバイ	1	遊走	整備不良	僚船(水上オートバイ4台)とともに、羽田空港付近海域向け京浜運河を航行中、機関が突然停止した。再起動を試みるも起動することができなかったことから、僚船により曳航されていたものの曳航索が切断したため、小型艇により曳航された。原因を調査するもセルモーターは回転するが機関が始動しない状態であり、故障原因は不詳、船体も老朽化していたことから廃船処理となった。
⑥	6	27	16	衝突	旅客船	167	輸送業務	操船不適切	棧橋に着岸しようとしたところ、操船を誤り、同船左舷船尾を棧橋に接触した。接触により同船のボラードが折損、折損したボラードが船体の窓ガラスに当たって窓ガラスが割れ飛散した結果、直下の座席に座っていた乗客が負傷した。

番号	月	日	時	海難種類	用途	トン数	出港目的	主原因	事故概要
⑦	7	2	12	衝突	プレジャーボート	5	遊走	操船不適切	東京港内での遊走を終えマリーナへ帰港するため東雲運河を航行中、操船を誤り東雲水門に衝突したものの。衝突により船体が損傷、半沈状態となったほか、船長が左側胸部等の打撲等、同乗者が左膝等の打撲等の負傷を負った。
⑧	7	18	13	推進器障害	水上オートバイ	1	遊走	その他	東京港内を遊走中、レインボーブリッジ北側海域で推進器の出力を失い、漂流状態となったもの。同状況を認めた当部小型艇が最寄マリーナまで曳航した。マリーナにおいて陸揚げ後、推進器の状況を確認したところ、船底の吸入口付近に多量のゴミが詰まっており、同ゴミの吸入により、推進力を失ったことが判明した。
⑨	8	11	17	推進器障害	プレジャーボート	14	帰港中	操船不適切	浜離宮内で錨泊後、マリーナに帰港するため抜錨し航行を開始した直後、右舷のプロペラにロープを巻き込み航行不能となったもの。船長は錨泊場所付近に多数のブイが一行に配置されていたことを確認していたものの、操船を誤って絡索に至ったとのこと。巻き込んだロープはマリーナにより解らんされ、自力航行でマリーナに帰港した。
⑩	8	12	15	乗揚	プレジャーボート	5	遊漁	船位不確認	羽田空港付近海域において漂流状態で遊漁中、船体が浅瀬に乗揚げていることに気づいたもの。乗員は当部小型艇により救助された。船体は潮汐を勘案して引き出され、マリーナ所属艇により曳航された。
⑪	9	25	1	運航阻害	プレジャーボート	1	遊漁	船体機器整備不良	浜離宮において漂流のうえ遊漁の後、場所を移動するため機関起動を試みるも起動しなかったもの。118番通報を受け、当部小型艇により当部船艇基地まで曳航した。機関が起動できなかった原因はバッテリー上がりであり、船長がバッテリーを持参し交換したところ機関が起動した。
⑫	10	16	16	機関故障	プレジャーボート	1	遊漁	取扱不注意	羽田空港付近海域において漂流し遊漁後、帰港のため、機関を始動したもののすぐに停止した。乗員による点検の結果、燃料ポンプのフィルターが詰まっていたことから、乗員により復旧を試みるも、誤って燃料ホースとの接続部を折損させ、機関が起動不能となったもの。
⑬	10	23	13	乗揚	ヨット	5	回航	水路調査不十分	定係地(埼玉県内)向け荒川河口を航行中、葛西橋下流東岸付近を船舶の航法を意識しつつ右側に寄って航行中、浅瀬に乗揚げ航行不能となったもの。118番通報を受け、当部小型艇が曳航し離礁作業を試みたところ離礁完了、自力航行でマリーナに帰港した。
⑭	12	8	10	衝突	貨物船	690	輸送業務	見張り不十分	東京西航路を出航中、東京西航路第3号灯標に、自船の左舷中央外板を接触させ、同灯標を損傷させたもの。船長は前方を航行する大型コンテナ船(見合い関係)の動静に注視するあまり3番灯標の視認が遅れ、視認した時点で既に回避時期を逸していた。
⑮	12	16	15	衝突	旅客船	12	輸送業務	他船の過失	工事現場から作業員を輸送中、東京ゲートブリッジを航過した直後、プレジャーボートと衝突したものの。船長は船尾に衝突の衝撃を感じて衝突を認知した。
	12	16	15	衝突	プレジャーボート	18	遊走	見張り不十分	東京港内を遊走後、マリーナへ帰港中、東京ゲートブリッジを航過した際、衝突対象の旅客船を初認していたにもかかわらず継続して動静を確認していなかったため、衝突直前に旅客船への接近に気付くも回避動作をとる間もなく衝突したものの。